

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520773

研究課題名(和文) 平安期荘園の存在形態と特質に関する研究 「領域型荘園」概念の再検討

研究課題名(英文) Study on existence form and characteristic of shoen in the Heian period

研究代表者

鎌倉 佐保 (KAMAKURA, Saho)

首都大学東京・人文科学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：60468824

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：平安期の荘園は、「免田・寄人型荘園」概念によって、特定の田地と人の支配に限定された未熟な荘園と捉えられてきたが、実際には多くの荘園で領域が存在し実質的な領域支配が実現し、実質的な「領域型荘園」がすでに広汎に成立していた。それに対して展開されていく臨時雑役の賦課や一国平均役賦課は、荘園・公領の空間的分離を前提としたものではなかったことを明らかにした。以上から「免田・寄人型荘園」概念は荘園に対する国家的賦課の免除の側面のみをみたもので、この段階の荘園の実態を示す概念としては不適當であること、そして「領域型荘園」概念については、より実体的な領域支配に注目して捉え直していくべきことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In the past study, Heian shoen have been considered to be in an unripe stage, because the rule of the land and the person were not unified. However, many Heian shoen really had a domain division. And the feudal lord performed areal rule substantially. However, the rule of the shoen of this stage was unstable. The tendency was strengthened by the the shoen rearranging law still more. When Insei started in the late Heian period, many of the shoen took shape, and ikkoku-heikinnyaku was started, and the territory and the tax amount of the shoen became clear.

研究分野：日本中世史

キーワード：荘園

1. 研究開始当初の背景

荘園研究においては、11世紀末～12世紀の院政期に急増する中世荘園に関しては1990年代以降に研究が大きく進展したものの、10・11世紀撰開期の荘園に関しては史料制約もあって研究は大きく立ち遅れていた。またこれまで10・11世紀の荘園に関しては、「免田・寄人型荘園」という概念で把握され、11世紀末以降の「領域型荘園」形成以前の過渡期の未熟な荘園と位置づけられていたために、その段階の独自の性格、実態が十分に検討されてこなかった。

そのような研究状況のなか、10・11世紀の荘園の実態について分析を進めるなかで、この段階の荘園においても領域をもった荘園が多く存在し、なかには「領域型荘園」と称してもよい形態の荘園が存在することが徐々に明らかになってきた。そして従来遣われてきた「免田・寄人型荘園」とは、荘園に対する国家的賦課の免除の側面から見た時に、限定された田地(免田)と人(寄人)の支配のみの荘園と見えるだけで、実際の荘園の形態をあらわす概念としては不相当であると考えに至り、10・11世紀段階の荘園の実態解明が荘園研究の喫緊の課題であるという認識をもった。

2. 研究の目的

以上のような研究状況を踏まえ、本研究では、10～11世紀を中心とした平安期荘園の存在形態と特質について、特に荘園の領域に注目して明らかにすることを目的とした。その際、「免田・寄人型荘園」概念が、荘園に対する賦課の免除の側面から捉えられたものであるということから、荘園に対するさまざまな賦課と免除の実態についても検討し、荘園の領域支配との関連を明らかにし、「免田・寄人型荘園」「領域型荘園」概念の再検討をおこなうことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 平安期荘園の実態解明の前提として、まず関係史料の網羅的収集と、公験・帳簿類の史料学的検討を行うこととした。特にここでは現存する史料のみならず、存在したはずの史料にも注目して、平安期荘園を成り立たせる法的根拠としての公験と、経営のための帳簿類について分析し、基礎的な認識を得ることとした。

(2) 比較的まとまった史料の存在する荘園を素材として、荘園の領域がどのような意味をもったか、そして10～11世紀段階の荘園領主による支配の実態の分析をおこなった。また、荘園が領域を画定し不入権を得ていく契機として臨時雑役の賦課や一国平均役賦課の問題が関連するため、国家的賦課・免除と荘園の領域との関係に注目し分析をおこなった。

(3) 以上を踏まえ、「免田・寄人型荘園」概念、「領域型荘園」概念の再検討をおこ

うこととした。

4. 研究成果

(1) 平安期荘園関係史料について網羅的収集をおこない、データベースを作成した。12世紀までの荘園データ件数は、記録類で790点、古文書で1823点以上にのぼり、刊本の比定の間違い、既存のデータベース(国立歴史民俗博物館の荘園データベース)の間違いを修正し、平安期荘園関係史料を網羅的に確認することができた。

以上を前提に、荘園領有の根拠となる公験・券契について分析をおこなった。まず、10～11世紀中葉においては、a坪付のある文書(郡司・刀禰による立券状、太政官符)、田図籍・検田帳との照合がおこなわれた坪付が存在し、また荘園領有を示す券契には坪付史料のほかに、免除に関する公験があり、太政官符・国符・国司免判による免除が存在したこと。10世紀までは開発地の正税免除、寄人臨時雑役免除、10世紀末以降には官物租税免除が登場し、それとともに国使入勤停止が認可されるようになり、実質的に領域型荘園が形成されることを確認した。このことは、延久4年9月5日太政官牒(石清水八幡宮文書)からも確認でき、記録荘園券契所で確認され認められるには、a b双方の文書がそろっていないならなかった。

a 田畠坪付の記載された文書

立券状(郡司・刀禰)

太政官符・官宣旨

墾田寄進状・売券

b 免除に関わる文書

国判・国符

太政官符・官宣旨

ただし、個々の荘園により、伝領も免除内容も異なり、実際に荘園領有が実現し実体をもつためには個々のケースに応じた対応が必要であった。これについては、山城国石原庄、富坂庄、長岡庄について伝領・立券状作成・臨時雑役免除・紛失状等の個別分析をおこなった。それにより、手続きは個別に差異はあり、免除の対象や国衙支配の関与には差はあるものの、10・11世紀の荘園には、領域内の開発・経営を推進し、国衙検田使不入を獲得して実質的に国衙支配を排除した荘園も多く存在したことを確認した。

次に、荘園経営のための文書については、検田帳・名寄帳等の分析、国衙帳簿については検田帳の分析をおこなった。特に検田については、延久以後には検注と称され性格が変化することが指摘されているが、延久以後の検田の目的は主として臨時課徴賦課のために、本免田と新開発田(余田・加納)田数の確認にあったことを確認した。

(2) 次に、荘園の領域のもつ意味、荘園領主の支配の実態については、栄山寺領荘園、東大寺領荘園等を素材として分析をおこなった。荘園支配の実態については史料制約が大きく個別にまとめるに至っていないが、荘

園の領域支配確立と臨時雑役・一国平均役賦課との関連については、分析の結果、以下の結論を得た。

従来、荘園整理令の発令は一国平均役賦課の前提と理解されてきた。しかし、荘園整理令とは、免田の停止・拡大抑制を目的とし、荘田(免田)を収公して官物・臨時雑役や造内裏役などの臨時加徴をおこなう政策であるのに対して、一国平均役とは、荘田収公をおこなわずに荘公一律に臨時加徴をおこなうもので、荘園整理令とは別個の論理をもつ施策であると考えなければならない。ただし延久荘園整理令で整理原則が示され、一国平均役においても寺社領本免田が除外されたことで、荘園整理と一国平均役は同じ基準に拠ってなされることとなったのである。荘園整理は国役も含めた臨時加徴や官物徴収などにも関連して出され、造内裏役・大嘗役・伊勢役夫工米等でおこなわれた一国平均役賦課は、時に寺社領本免田にも拡大されて賦課されることもあったが、延久以後は基本的には政策的矛盾なく一体の政策として行われていくこととなった。

10・11世紀以来存在した荘園が領域支配を確立していく過程は、臨時雑役・一国平均役賦課との関係からみると、以下の諸段階を通じて確立していく。

第一段階；長久元年(1040)～延久荘園整理令発令の段階。荘園整理令が発令されるはじめる11世紀中葉には、国司は荘園への臨時加徴に際して、荘園整理と一国平均賦課という双方の論理を用いた。荘園領主側も荘園整理令に対しては荘田収公免除を訴え、一国平均役賦課に対しては造内裏加徴免除の訴えを出すなど、二つの論理による国司の動きに応じた対策をとった。しかし、国司が一国平均役賦課申請を行えたのは、造内裏役賦課や大嘗会用途など国家的行事に関わる賦課に限られ、国司がそれに乗じてその他の国役を一国平均役として賦課することもあったが、この段階の基本政策は荘園整理政策にあった。延久荘園整理令は、荘田収公をめぐる荘園と国衙との抗争が激化するなかで、整理基準を明確化し、本免田を認定しその領有を保障するとともに、本免田以外の開発田(余田・加納)を摘発し、臨時雑役等の賦課対象とするものであった。ここで賦課対象外とされた寺社領本免田は一国平均役賦課においても原則として除外されることになり、以後一応は荘園整理令と一国平均役賦課は同じ原則のもと賦課されることとなった。

第二段階；永久2年(1114)永久4年(1116)の伊勢役夫工米の一国平均役賦課。この時、賦課からは除外されていた寺社領本免田にも役夫工米賦課が強行され、国司の配符に基づく催徴がおこなわれた。荘園側もこれに対応して、一国平均役免除を獲得し、この段階に荘園に対する諸役賦課を全面的に排除しようという動きもみられた。

第三段階；長承3年(1134)役夫工米賦課

以後の度重なる一国平均役賦課、特に近衛天皇即位の康治元年(1142)大嘗会役の賦課により一国平均役が確立した段階。一国平均役が天下一同の公役として認識され、勅事・院事と称されるようになった。それに対して荘園領主が複数の荘園を一括して申請をおこない、認可の太政官符が下されるケースが見られるようになった。上島享はこの一国平均役の一括免除を、荘園の完全な不輸不入権の獲得として荘園公領制成立の画期として評価したが、その多くは王家領もしくは王家が関わって12世紀に立荘された荘園群をもつ荘園領主で、一括免除は荘園領主の個別の権力関係によるところが大きかった。11世紀以前から荘園を領有してきた多くの寺社領は、荘園の実質的な領域支配の進展の一方で荘園整理の基準に拠る限り本免田以外を余田・加納と見なされたために、国家的賦課の免除は個別に対応していかざるを得なかった。

第四段階；保元内裏造営・一国平均役賦課。保元新制において、荘園整理令の原則に例外規定が設けられ、本免田・加納余田問題に一定の対応がなされるとともに、寺社本免田を除外して造内裏役が一国平均役として賦課される原則が確認された。ここに確認・確定された本免田数は、以後の一国平均役においても基本的には継承されたが、必ずしもすべての一国平均役において賦課を免れるものではなく、また本免田数を越える田数への賦課は以後も依然としておこなわれた。

このように一国平均役賦課は、荘園・公領に均質平均に行われたわけではなく、原則として本免田・加納余田という区分を前提としたことが明らかとなった。このことは、荘園・公領の領域分離を前提として一国平均役の成立を論じていた従来の理解が成り立たないことを意味している。一国平均役賦課は、現実の荘園・公領の空間分離とは次元の違う本免田と加納余田という区分を基準として賦課されていたのである。だがそのことと、荘園の領域支配が確立していくことは別個に考えなければならない。荘園の実質的な領域支配は、10・11世紀以来の現実の支配のなかで進展し、荘園への諸役賦課をうけながらも、現実には領域を分離しつつ確立していったのである。

(3)領域支配の確立との関連で従来も議論がなされてきた「利田」について関連文書を検討し、以下の結論を得た。

「利田」「利田請文」とは、検注による田数確定とは異なる、田数確定の方法であったが、一定額を控除し荘園・公領の官物を請負ものであったとはいえない。「利田請文」の提出とは、本田数に応じて農料下行をうけ、満作の場合を想定して利分を利田として本田数に加算し、その加算した田数分の所当官物納入を制約することを意味した。

荘園内に包摂された公田や、あるいは収公した田地に対しても利田が行われることが

あった。従来こうした荘園・公領の複雑な負担構造は、ほとんど具体的に明らかにされてこなかった。租税負担の論理・基準と、それとは必ずしも一致しない荘園・公領の現実の領域支配のあり方を、今後さらに検証していくことが必要である。

(4)以上を通じて、「免田・寄人型荘園」「領域型荘園」概念について現段階において以下の結論を得た。

10・11世紀段階の荘園を「免田・寄人型荘園」概念で捉えるのは困難であり、また10世紀末頃からはすでに実質的に不輸不入権を獲得した「領域型荘園」が成立していた。

ただし、この段階の「領域型荘園」は、そのまま中世に繋がっていったわけではなく、延久荘園整理令以降、国衙支配の干渉を強く受け、荘園内には複雑な負担構造を抱えることとなった。荘園領主はそれへの対応として、諸賦課免除を獲得し国衙支配を排除し、徐々に複雑な負担構造の解消をはかっていった。だが、ここでは荘園内に残存した複雑な負担構造にもかかわらず、現実には荘園の領域支配が展開していたことに注目する必要がある。いま「領域型荘園」概念にかわる新たな概念を提示することはできないが、少なくとも現実の領域支配、荘園・公領の領域的分離と、諸役の賦課・免除という問題は切り離して考える必要があること、実体的な領域支配の形成に目を向けながら、「領域型荘園」の実態を捉え直していく必要があることが明確になった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

鎌倉佐保、利田と国衙勸農、人文学報(歴史・考古学) 査読有、505号、2015、35-51、
<http://hdl.handle.net/10748/7449>

鎌倉佐保、一国平均役の成立過程と中世荘園の形成、人文学報(歴史・考古学) 査読有、490号、2014、65-88
<http://hdl.handle.net/10748/6562>

〔学会発表〕(計1件)

鎌倉佐保、荘園制の形成過程における12世紀の変革 “Twelfth-century Innovations in the Formative Process of the *Shoen* System” , USC Project for Premodern Japan Studies, 2015年11月5日、ロサンゼルス(アメリカ合衆国)

〔図書〕(計1件)

鎌倉佐保、東京堂出版、『荘園史研究ハンドブック』、2013年、p.34-44、p.51-61(242ページ)

6. 研究組織

(1)研究代表者

鎌倉 佐保 (KAMAKURA, Saho)

首都大学東京・人文科学研究科・准教授

研究者番号：60468824